

令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和6年12月
高松国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人2,162件（前年対比83.2%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,780件（同88.5%）、その申告漏れ所得金額は183億8百万円（同87.5%）、追徴税額は45億13百万円（同84.9%）となっています。

- (注)1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。
 2 調査による追徴税額には、加算税及び地方法人税を含みます。
 3 各計表における前年対比は、四捨五入前の計数により算出しています。

○ 法人税の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	2,598 件	155.3 %	2,162 件	83.2 %
非 違 が あ っ た 件 数	2	2,011 件	146.9 %	1,780 件	88.5 %
うち不正計算があった件数	3	587 件	121.5 %	565 件	96.3 %
申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	20,926 百万円	130.2 %	18,308 百万円	87.5 %
うち不正所得金額	5	6,599 百万円	109.0 %	6,683 百万円	101.3 %
調 査 に よ る 追 徴 税 額	6	5,318 百万円	136.0 %	4,513 百万円	84.9 %
うち加算税額	7	779 百万円	123.5 %	691 百万円	88.7 %
不正発見割合 (3/1)	8	22.6 %	▲ 6.3 ポイント	26.1 %	3.5 ポイント
調 査 1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額 (4/1)	9	8,055 千円	83.8 %	8,468 千円	105.1 %
不正1件当たりの 不正所得金額 (5/3)	10	11,241 千円	89.7 %	11,828 千円	105.2 %
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (6/1)	11	2,047 千円	87.6 %	2,087 千円	102.0 %

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、2,102件（前年対比83.1%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,264件（同90.6%）、その追徴税額は23億9百万円（同148.2%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

事務年度等 項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 2,529	% 152.3	件 2,102	% 83.1
非 違 が あ っ た 件 数	2	件 1,395	% 130.7	件 1,264	% 90.6
うち不正計算があった件数	3	件 474	% 113.7	件 480	% 101.3
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 1,558	% 112.5	百万円 2,309	% 148.2
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 637	% 110.7	百万円 1,387	% 217.8
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	千円 616	% 73.9	千円 1,098	% 178.2
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	千円 1,343	% 97.4	千円 2,889	% 215.1

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、2,448件（前年対比88.2%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は915件（同108.5%）で、その追徴税額は10億41百万円（同156.8%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

事務年度等 項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	件 110,194	% 99.8	件 109,855	% 99.7
実 地 調 査 件 数	2	件 2,776	% 149.7	件 2,448	% 88.2
非 違 が あ っ た 件 数	3	件 843	% 126.4	件 915	% 108.5
うち重加算税適用件数	4	件 141	% 141.0	件 169	% 119.9
調 査 に よ る 追 徴 税 額	5	百万円 664	% 88.8	百万円 1,041	% 156.8
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額	6	千円 239	% 59.3	千円 425	% 177.8

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から8億69百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると認められる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、183件（前年対比98.4％）に対し実地調査を実施し、消費税10億32百万円（同279.8％）を追徴課税しました。また、そのうち35件（同152.2％）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、8億69百万円（同1,479.4％）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	186	151.2	183	98.4
非 違 が あ っ た 件 数	2	102	114.6	114	111.8
うち不正計算があった件数	3	23	88.5	35	152.2
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	369	154.1	1,032	279.8
うち不正計算に係る追徴税額	5	59	209.1	869	1,479.4
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	1,984	102.0	5,642	284.4
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	2,554	236.5	24,829	972.2

（注）調査による追徴税額には加算税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で30億60百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外のグループ法人を利用した不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を298件（前年対比102.4%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、85件（同90.4%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を30億60百万円（同101.0%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 291	% 126.5	件 298	% 102.4
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 94	% 127.0	件 85	% 90.4
うち不正計算があった件数	3	件 3	% 150.0	件 4	% 133.3
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 3,030	% 331.1	百万円 3,060	% 101.0
うち不正所得金額	5	百万円 142	% 1,578.7	百万円 99	% 69.9

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ、1百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対して適正に課税する観点から、海外取引等に係る源泉徴収漏れを的確に把握するため、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和5事務年度においては、非居住者に対する給与の支払等について源泉徴収漏れを6件（前年対比120.0%）把握し、1百万円（同34.1%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項 目		令和4		令和5	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
非違があった件数	1	件 5	% 55.6	件 6	% 120.0
調査による追徴本税額	2	百万円 4	% 116.2	百万円 1	% 34.1

3 無申告法人に対する取組 ～ 無申告法人から1億98百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると思込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税1億21百万円（前年対比73.3%）、消費税77百万円（同35.2%）、合わせて1億98百万円（同51.5%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税79百万円（同64.6%）、消費税9百万円（同10.1%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項 目		事務年度等	令和4		令和5	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実地調査件数	1	件 53	% 171.0	件 40	% 75.5
	うち不正計算があった件数	2	件 8	% 100.0	件 7	% 87.5
	調査による追徴税額	3	百万円 164	% 130.8	百万円 121	% 73.3
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 123	% 128.1	百万円 79	% 64.6
消費税	実地調査件数	5	件 42	% 150.0	件 25	% 59.5
	うち不正計算があった件数	6	件 7	% 87.5	件 4	% 57.1
	調査による追徴税額	7	百万円 219	% 186.6	百万円 77	% 35.2
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 93	% 224.4	百万円 9	% 10.1
調査による追徴税額合計		9	百万円 383	% 157.0	百万円 198	% 51.5
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 216	% 156.5	百万円 89	% 41.0

（注）調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税（譲渡割額）が含まれています。

参考計表

○ 不正発見割合の高い5業種（法人税）

順位	業種目	不正発見割合	前年 順位	(参 考) 不正1件当たり の不正所得金額
		%		千円
1	自動車修理	41.4	—	7,218
2	土木建築サービス	38.7	—	10,674
2	建売、土地売買	38.7	—	5,523
4	職別土木建築工事	36.3	5	16,773
5	農業	35.7	—	6,555

(参考) 上位3業種の具体的な業種の内容例は次のとおりです。

順位	業 種 目	具体的な業種の内容
1	自動車修理	自動車修理、中古自動車販売兼営
2	土木建築サービス	建設機械器具賃貸
3	建売、土地売買	建物売買、土地売買

○ 不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな5業種（法人税）

順位	業種目	不正1件当たり の不正所得金額	前年 順位	(参 考) 不正発見割合
		千円		%
1	廃棄物処理	26,868	3	25.7
2	その他のサービス	21,002	—	17.8
3	その他の不動産	18,181	4	14.6
4	その他の製造	17,573	—	28.6
5	漁業、水産養殖業	17,041	—	26.7

(参考) 上位3業種の具体的な業種の内容例は次のとおりです。

順位	業 種 目	具体的な業種の内容
1	廃棄物処理	産業廃棄物処理、一般廃棄物処理
2	その他のサービス	デザイン、各種教室・塾、各種コンサルタント
3	その他の不動産	不動産賃貸